

## 第4節 国による砂防事業

### 1 直轄化に至るまで

富山県による砂防事業が展開されている間、絶えることのない災害による流域住民への多大な被害に加えて、砂防設備の被災と復旧に係る費用の負担は、富山県を社会的、財政的に圧迫し続けた。

1917（大正6）年7月、砂防事業が施工されている現場を視察した第16代富山県知事井上孝哉氏は、「明治39年以来、国庫補助を受けて砂防工事を実施しているものの、度重なる災害で、現行の富山県の砂防計画ではとても水源地を治めることはほとんど不可能である。本計画を拡大すれば、事業の増加は必定で、富山県の財政力では、到底成し得るものではない。常願寺川は国土保全上、まずもって政府において特別施行されたい。」という趣旨の要請を、同年11月、内務大臣に行っている。さらに、翌1918（大正7）年8月にも、内務省による直轄施工を陳情している。

1919（大正8）年10月、富山県の要請を受けた政府は、内務省の原田技監を派遣し、災害地を視察させた。原田技監は、富山県単独による工事の至難さについては理解を示したものの、砂防法では、砂防設備にして他府県の利益を保全するか、又はその利害関係が一府県以上に及ぶ場合のみに直轄施工が限られており、常願寺川のように一県内に影響が止まる場合は該当しないことを説明した。

一方、住民も活発な動きを見せている。自分達のことは自分達で守ろうと、沿岸の大森村（現・立山町）、利田村（現・立山町）を中心に水防活動を行い、出水期には消防団が交代で警戒にあたるなど防災に努めた。また、当時の政党である憲政会、政友会の富山県支部を動かし、その結果、両党は常願寺川治水問題実行委員会を設け、委員をそれぞれ8名ずつ選定し、抜本的な対策を国で実施するよう政府当局に要望するとともに両党の本部にも働きかけた。

1922（大正11）年11月、富山市と上・中新川郡の有志は常願寺川治水期成同盟会を結成し、富山市会議事堂で設立総会を開催している。富山市議会も住民の意を受け、満場一致で「常願寺川水害防止に関する意見書」を採択し、富山県知事と内務大臣に提出した。

## 2 関東大震災と砂防法の改正

1923（大正12）年にも、常願寺川水源部でまたまた大崩壊が起き、富山県はなすすべもなく、この年度の砂防工事を行わないこととした。

この年の9月1日、関東大震災が発生した。この災害が砂防法改正の契機をもたらした。関東大震災で激甚な被害を被った相模川や酒匂川などの流域について、神奈川県のみで砂防事業を行うには、技術的な困難に加え、工事費も莫大なものとなることから、砂防法を改正するための改正法律案を、1924（大正13）年7月5日、第49回帝国議会衆議院に政府が提出した。

同月7日、砂防法改正委員会に出席した富山県選出の石坂豊一代議士は、相模川ほか4河川以外に、改正に伴い新たに直轄砂防事業を実施すべき場所として常願寺川を挙げ、安政の飛越地震に起因した大崩壊以降荒れに荒れ、65年間の永きにわたって、下流住民の生命・財産が失われている悲惨なる歴史を語り、富山県による事業で艱難辛苦の上築造した湯川第1号堰堤が、1922（大正11）年の災害で根こそぎ押し流された現状では、工事至難、工費至大であるゆえ、直轄砂防事業で実施すべきであると政府を問いただしている。

翌日8日の同委員会では、やはり富山県選出の寺島権蔵代議士が同趣旨の発言を行っている。最後に委員会では、改正法案に全会一致で賛成するとともに、希望条件として「砂防法中改正法律案本案ノ対象タル相模川外四河川ト同一程度以上ノ河川常願寺川ノ如キニ対シ速ニ本法ヲ適用セラレンコトヲ希望ス」を賛成多数で採択され、常願寺川砂防の直轄化への道が開かれた。

## 3 赤木正雄（立山砂防工事事務所の設立）

常願寺川での直轄砂防事業を始めるにあたって、まず砂防工事が可能かどうかの判断が必要となってくる。その技術的判断を求められたのは、若い砂防技師赤木正雄であった（写真4-11）。彼は、1914（大正3）年、東京帝国大学農学部林学科を卒業後、内務省に入り、いくつかの現場を経験した後、1923（大正12）年、自費でオーストリアに留学し、アルプスで実施されていた砂防を学び、1925（大正14）年4月に帰国した。彼の帰国を待っていた内務省は、立山での直轄砂防事業施工の可否を決めるための調査に、同年7月、彼と市瀬恭次郎技監らを富山県に派遣した。彼らは、岡正雄富山県知事らとともに、富山から徒歩で芦峯寺、藤橋、立山温泉などに宿泊し、現地を踏査した。調査の結果、常願寺川での砂防事業は施工が可能であると判断した。



写真4-11 赤木正雄

常願寺川を治めるには、小規模な砂防堰堤などの工事を施工するのみでは、到底十分な効果を期待することはできない。とは言え、徹底的な工事には多額の事業費を必要とする。そこで

当面行う砂防工事としては、上流部に砂防堰堤を設け、溪岸を安定させ、溪床堆積物を扞止するとともに、流下土砂を捕捉する計画で始めることとなった。具体的には、湯川本川で唯一岩盤が露出している白岩地先に、常願寺川砂防の要となる大規模な砂防堰堤を築き、両岸の崩壊を防止するとともに、多量の土砂を堆砂地に堆積させ河床を安定させる。そして、その上流に順次堰堤を設置し、流域の安定化を図る。また、最も荒廃を呈している多枝原谷、泥谷については、これらの溪流と湯川本川の合流点に設ける堰堤を基礎として堰堤群を設置する計画を立てた（図4-12）。大正15年度を初年度とする9か年計画で事業費は300万円とされた。

1926（大正15）年5月、赤木は立山の雪解けを待って、常願寺川の上流にある立山温泉に事務所を設けるために山に入った。そして、同年5月22日、内務省告示第76号をもって、常願寺川における直轄砂防施工の告知がなされた。6月18日には、立山砂防工事務所が設立され、その初代所長として赤木正雄が任命された。いよいよ富山県民の悲願であった、常願寺川における直轄砂防事業が始動したのであった。

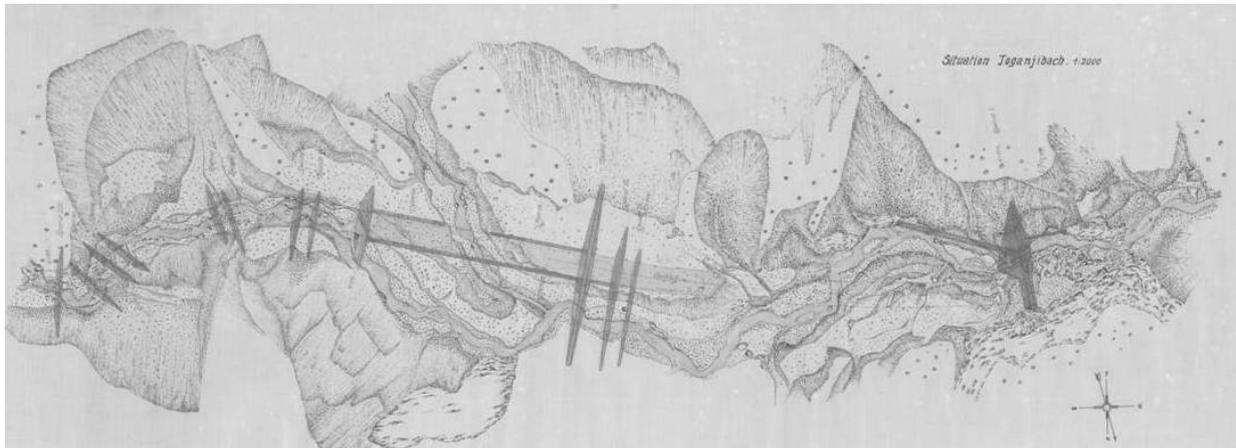


図4-12 常願寺川砂防計画図（（社）全国治水砂防協会所蔵）